

様式1 (G-MIS様式)

事業報告書	
医療法人整理番号	90150
報告期間 自 至	令和4年2月1日 令和5年1月31日
1 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人永孝会
	分類① 社団 (出資持分なし) 分類② その他 分類③ 基金制度採用
(2) 事務所の所在地	山口県 都道府県 市町村 下関市 市区町村 伊倉新町三丁目1番1号 建物名
	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と從たる事務所を記載すること。
(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はどちら 平成22年12月28日
(4) 設立登記年月日	平成23年2月1日
(5) 理事長の氏名	姓 八丁 名 裕次
役員及び評議員の人数	3
役員及び評議員	記載はどちら
2 事業の概要	
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はどちら
(1-2) 本業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はどちら
(2) 附帯業務	記載はどちら
(3) 収益業務	記載はどちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はどちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はどちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はどちら
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はどちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はどちら
(9) その他	記載はどちら

分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と從たる事務所を記載すること。

全ての指定内容について記載しても差し支えない。

当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（注意）

事業報告書

2-(1) 本来業務
(開設する病院、診療所 (医療法第4条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	指定管理	開設場所	許可病床数				
				一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床
診療所	ゆめシティレンジ歯科	-	山口県下関市伊倉新町三丁目1番1号					
診療所	長府オレンジ歯科	-	山口県下関市長府(寺町二丁目4番6号					
診療所	門門トンネル前オレンジ歯科	-	福岡県北九州市門司区東本町一丁目7番18号					
診療所	おひさまバーカークホテル前オレンジ歯科	-	山口県山陽小野田市中川六丁目4番1号					
診療所	西鉄グランドホテル前オレンジ歯科	-	福岡県福岡市中央区大名二丁目7番3号					
診療所	天神中央郵便局北オレンジ歯科	-	福岡県福岡市中央区天神四丁目3番25号					
診療所	小倉平和通駅前オレンジ歯科	-	福岡県小倉北区魚町二丁目6番5号					
診療所	サンエー経営シティオレンジ歯科	丸が池どママどどもの予防の歯医者さん	沖縄県浦添市字経糸65番1					
診療所	サンエー直営駅コンベーションシティクリニック	えがおとママとどこのちの予防の歯医者さん	沖縄県宜野湾市宇地泊58番地10					
診療所	サンエーおさきさきシティオレンジ歯科	えがおとママとどこのちの予防の歯医者さん	沖縄県糸満市瀬崎町二丁目2番地					
診療所	JR札幌病院前デンタルクリニック		北海道札幌市中央区北四条東一丁目3番1号					

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
企業内保育事業 ピーチツリーONODA		山口県山陽小野田市中川六丁目4番1号	
企業内保育事業 ピーチツリーYouMeCity		山口県下関市伊倉新町三丁目1番1号	
多機能型児童通所支援施設 ミックスペリーONODA		山口県山陽小野田市東高泊1232-1	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機器

医療機関の移行による資質の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しておき、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行つておき、かつ、当該医療機関が他の医療機関から患者を受取る場合においては、向う医療機関の所在する地区中

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療機関に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行つておりかゝ、当該医療連携を維持することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は資産証明の添付に代えて差し支えない。

3(7) 當該會計年度內已開發（註司參會計） | 主要外施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和4年10月1日	二ノ瀬マリーナONODAの開設

様式 2

法人名 医療法人永幸会 ✓

※医療法人整理番号

90150

所在地 山口県山口市伊倉新町三丁目 1 番 1 号

財産目録 ✓
(令和 5年 1月 31日現在) ✓

1. 資産額	805, 581 千円 ✓ ✓
2. 負債額	624, 795 千円 ✓ ✓
3. 純資産額	180, 786 千円 ✓ ✓

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	511, 278 ✓
B 固定資産	294, 303 ✓
C 資産合計 (A+B)	805, 581 ✓
D 負債合計	624, 795 ✓
E 純資産 (C-D)	180, 786 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物 (□ 法人所有	<input checked="" type="checkbox"/> 貸借	<input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人永幸会
 所在地 山口県下関市伊倉新町三丁目1番1号

※医療法人整理番号 90150

貸借対照表 ✓
 令和5年1月31日 現在 ✓

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 511,278	I 流動負債	✓ 97,013
II 固定資産	✓ 294,303	II 固定負債	✓ 527,782
1 有形固定資産	✓ 228,417	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	✓ 3,007	負債合計	✓ 624,795
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	✓ 62,879	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	✓ 8,000
		II 積立金 (うち代替基金)	✓ 172,786
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	✓ 180,786
資産合計	✓ 805,581	負債・純資産合計	✓ 805,581

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式4-2 (G-MIS様式)

法人名 医療法人永孝会 ✓

医療法人整理番号 90150

所在地 山口県下関市伊倉新町三丁目1番1号

損 益 計 算 書 ✓
自 令和4年2月1日

至 令和5年1月31日 ✓

(単位:千円)

科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	895,002	
2 事業費用	877,418	
本来業務事業利益		17,584
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	84,350	
2 事業費用	105,541	
附帯業務事業損失		21,191
II 事業外収益		3,607
III 事業外費用		15,453
IV 特別利益		2,506
V 特別損失		9,340
	経常利益	915
	税引前当期純利益	394
	法人税等	9,861
	当期純利益	2,109
		7,752

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人永孝会
理事長 八丁 裕次 殿

私は、医療法人永孝会の令和4会計年度（令和4年2月1日から令和5年1月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年3月29日

医療法人永孝会

監事 中村 聰